

第3号議案

「奈良大立山まつり」関連イベント等開催助成金に関する規程廃止（案）

奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会の財政状況の変化に伴い、本規定について廃止する。

記

参考：「奈良大立山まつり」関連イベント等開催助成金に関する規程を廃止する案

新旧対照表		
新	旧	備考
(全文廃止)	<p>「奈良大立山まつり」関連イベント等開催助成金に関する規程</p> <p>平成29年 7月20日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う「奈良大立山まつり」について、市町村等が地域での周知広報等を目的に実施するイベント等の開催経費等に対する助成に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(助成対象イベント等)</p> <p>第2条 実行委員会は、市町村が主催又は共催する、もしくは市町村が補助する次に定めるイベント等に対して、開催にかかる経費を助成する。</p> <p>(1) あったかもんグルメに出場する地域の代表メニューを決める予選会、または代表メニューの試食会の開催</p> <p>(2) 「奈良大立山まつり」に出演する伝統行事等の地域での開催</p> <p>ただし、チラシ、看板、広報誌等により「奈良大立山まつり」に出演することを周知広報する経費に限る。</p> <p>(3) 「奈良大立山まつり」会場内での上映や展示、及び実行委員会ホームページ等での使用を目的に出演する予定がある伝統行事等を対象に、会場内での上映や展示、実行委員会ホームページ等での使用を目的とした写真又は動画の募集</p> <p>(4) 前号に定めるもののほか、「奈良大立山まつり」の周知広報又は盛り上げに資すると実行委員会が認めるイベント等</p> <p>2 助成の額は、1イベントあたり5万円とする。ただし、開催経費の額が5万円に満たない場合は、当該開催経費の額を助成額とする。</p> <p>3 第1項第3号について、広く募集を行わず、特定の者に写真又は動画の撮影を依頼する場合も、助成の対象とする。</p>	(全文廃止)

(助成金の申請)

第3条 助成を受けようとする者は、当該イベントの開催の日までに、「奈良大立山まつり」関連イベント開催助成金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に定める必要書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

（1） イベントの概要がわかるチラシなど

（2） 開催経費の内訳がわかる見積書や収支予算書

2 助成金の申請は、市町村又はイベントを主催する団体（市町村が補助するイベントについては補助を受ける団体）が行うこととする。

3 実行委員会は、第1項の申請書を受け、適当と認める場合には、助成金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第4条 前条第3項の助成の決定を受けた者は、当該イベントが終了した日から30日以内に、「奈良大立山まつり」関連イベント開催助成金請求書（第2号様式。以下「請求書」という。）に、次に掲げる必要書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

（1） 開催日時、開催場所、イベント内容、主催・共催団体名、来場者数についての報告書

（2） 開催状況がわかる写真

（3） 開催にかかる収支決算書等

2 助成金の支払にあたっては、必要に応じて、所得税法など関係法令に基づき源泉徴収を行う。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、助成金の運用に関し必要な事項は、実行委員会の事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7月17日から施行する。